

熊本県
県立中学校及び県立特別支援学校小学部・中学部に係る端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①児童生徒数	1,682 人 県中 660 特支小 598 特支中 394 夜中 30	1,822 人 県中 660 特支小 664 特支中 438 夜中 60	1,822 人 県中 660 特支小 664 特支中 438 夜中 60	1,822 人 県中 660 特支小 664 特支中 438 夜中 60	1,822 人 県中 660 特支小 664 特支中 438 夜中 60
②予備機を含む 整備上限台数	1,934 台	2,061 台	0 台	0 台	0 台
③整備台数 (予備機除く)	30 台	1,792 台	0 台	0 台	0 台
④③のうち 基金事業によるもの	30 台	1,792 台	0 台	0 台	0 台
⑤累積更新率	1.8%	100%	100%	100%	100%
⑥予備機整備台数	4 台	269 台	0 台	0 台	0 台
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	4 台	269 台	0 台	0 台	0 台
⑧予備機整備率	0.2%	13.0%	0%	0%	0%

1 端末の整備・更新の考え方

- ・ 1 人 1 台端末について、令和 7 年度に賃貸借契約が終了すること及び、OS の利用期限を踏まえ、県において計画的かつ適切に更新を進めることにより、児童生徒の 1 人 1 台端末環境（予備機を含む）を確保する。
- ・ 令和 10 年度までの間は、令和 5 年度に県が文部科学省の補助により造成した基金を財源として活用する。

2 更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について

- ・ 賃貸借契約により整備しており、契約に基づき、契約期間満了後は速やかに納入業者へ返却する
- ・ 端末データの消去については、契約事業者へ返却後、事業者において記憶装置を復元不可能な状態又は物理的な破壊を実施し証明書を発行することとしている。